

安来市土地開発基金管理運用規則をここに公布する。

令和8年10月13日

安来市長

田中武夫

安来市規則第 3 1 号

安来市土地開発基金管理運用規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安来市土地開発基金条例（平成 1 6 年安来市条例第 8 2 号）第 6 条の規定により、安来市土地開発基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部 安来市部設置条例（平成 1 6 年安来市条例第 6 号）第 2 条で定める部をいう。
- (2) 基金財産 基金の運用により取得した財産をいう。
- (3) 引渡し 基金財産から公有財産へ移し換えることをいう。

(基金の所管)

第 3 条 基金に関する事務は、財政担当部において所掌する。

(運用の範囲)

第 4 条 基金は、次に掲げる事項に運用する。

- (1) 基金に属する現金で直接土地（土地の定着物を含む。以下同じ。）を取得すること。
- (2) 土地の取得に関連する補償を行うこと。
- (3) 基金財産を処分すること。

(基金台帳)

第 5 条 財政担当部長は、基金の現状を明らかにするため基金台帳を備えなければならない。

(取得の対象となる土地の範囲)

第 6 条 基金により土地を取得する場合の対象となる土地の範囲は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地で、かつ、次の各号のいずれかに該当する土地に限るものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づき買取りを必要とする土

地

(2) 地価が著しく高騰し、先行取得しなければ将来取得することが市にとって著しく不利になると認められる土地

(3) 市が特に必要とする土地で、緊急に取得しなければ将来取得することが困難と認められる土地

(4) その他市長が特に先行取得する必要があると認めた土地

(需要計画書の提出)

第7条 各部の長は、基金による土地の先行取得を必要とするときは、土地需要計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、財政担当部長に提出しなければならない。

(1) 事業計画概要

(2) 関係図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(土地取得計画)

第8条 財政担当部長は、前条の計画書が提出されたときは、需要土地の使用目的、使用予定年度、予算計上の見通し、需要の緩急度、規模の大小、基金に属する現金の額の状況等を総合的に勘案し、土地取得計画を決定し、速やかに土地取得決定通知書（様式第2号）によりその旨を前条の計画書を提出した部の長に通知しなければならない。

(土地取得事務)

第9条 各部の長は、前条の規定による土地取得決定通知書を受理したときは、土地取得計画に基づき土地の取得を行うものとする。ただし、特に市長において当該取得事務を関係部の長が行うことが適当と認めるときは、取得事務の全部又は一部を関係部の長に行わせることができる。

(取得通知等)

第10条 各部の長は、基金財産を取得したときは、速やかに当該基金財産の所在、面積、取得価額その他必要な事項について、財政担当部長に通知しなければならない。

(基金財産の管理)

第11条 基金財産の管理に関する事務は、各部の長が行うものとする。

(基金財産の貸付け)

第12条 基金財産は貸し付けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が基金財産の管理に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 引渡時期を超えない期間における一時的貸付け。ただし、建物の所有、堅固な工作物の設置及び樹木の植栽を目的とするものを除く。

(2) 公共等の事業の用に供するための貸付け

(3) 市の事務事業を補佐し、又は代行する事務事業を行うための貸付け

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合の貸付け

2 前項ただし書の規定により基金財産を貸し付ける場合は、次のとおり算定した額をもって貸付料年額とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)

第8条に定められた方法(取引事例比較法)により算定した1平方メートルの単価×土地貸付面積×(6/100)

(2) 貸付区域内に造成等の工事が行われていた場合は、造成等に要した直接工事費、間接工事費その他費用の合計を工事実施面積により除した額を前号の1平方メートル当たり単価に加算して算出する。

3 貸付けの期間を月又は日で定める場合における貸付料の額は、月で定めた場合にあっては前項の額に12分の1を乗じて得た額を1月の額とし、日で定めた場合にあっては同項の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とする。

4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(引渡し)

第13条 各部の長は、基金財産の引渡しを受けようとするときは、基金財産引渡要求書(様式第3号)により財政担当部長に要求しなければならない。

2 財政担当部長は、前項の引渡要求があった場合は、予算計上の有無、当該土地に係る事業の実施時期等を確認し、適当と認めるときは、基金財産引渡書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、各部の長に通知し、引き渡すものとする。

(1) 契約書の写し

(2) 登記簿謄本

(3) 関係図面

(4) その他市長が必要と認める書類

(引渡価格)

第14条 財政担当部長は、基金財産の引渡しをしようとするときは、各部から引渡価格に相当する額の代金を徴収するものとする。

2 前項の引渡価格は、当該基金財産の取得価格（補償費を含む。）に相当する額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その額に取得時から引渡時までの期間の利息を加算することができる。

3 財政担当部長は、前項の規定により引渡価格が決定したときは、基金財産引渡価格決定通知書（様式第5号）により各部の長に通知するものとする。

(引渡前の使用承認)

第15条 財政担当部長は、各部の長から引渡前において需要目的に係る使用承認願があった場合は、確実な引渡時期を検討し、適当と認めるときは、基金財産を使用させることができる。

(処分等)

第16条 基金財産は、次の各号のいずれかに該当する場合、処分又は譲渡することができる。

(1) 基金の管理上支障がないと認めるとき又は地域の振興、まちづくり等の観点から特に必要があると認めるとき。

(2) 国、公共団体その他公共の利益上適当と認められるとき。

(準用規定)

第17条 この規則に定めるもののほか、基金の運用による土地の取得、管理、貸付け及び処分に関する事務については、安来市普通財産の貸付け及び処分に関する要綱（平成16年安来市告示第6号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

土地需要計画書

年 月 日

財政担当部長 様

担当部長名
(担当課名)

安来市土地開発基金により次のとおり土地を取得したいので、関係書類を添えて土地需要計画書を提出します。

取得希望地	地目	見込面積	見込価格	使用目的	使用開始予定日
		m ²	円		

(添付書類) 事業計画概要、関係図面、その他市長が必要と認める書類

土地取得決定通知書

年 月 日

様

財政担当部長

提出された土地需要計画について、検討の結果、次のとおり取得することに決定しました。

取得予定地	地目	見込面積	見込価格	使用目的	使用開始予定日
		m ²	円		

基金財産引渡要求書

年 月 日

財政担当部長 様

担当部長名
(担当課名)

次のとおり基金財産の引渡しを要求します。

所在地	地目	面積	支出科目及び 予算額		使用目的	使用開始予定日
		m ²				
			支	(款)		
			出	(項)		
			科	(目)		
			目	(節)		
			円			

様式第4号（第13条関係）

基金財産引渡書

年 月 日

様

財政担当部長

年 月 日付けで引渡要求があった基金財産を次のとおり引渡します。

所在地	地目	面積	使用目的	使用開始予定日
		m ²		

添付書類 契約書の写し、登記簿謄本、関係図面、その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第14条関係）

基金財産引渡価格決定通知書

年 月 日

様

財政担当部長

年 月 日付けで引渡要求のあった基金財産の引渡価格を次のとおり決定しました。

引渡価格 円